

九州大学大学院法務学府

実務法学専攻

目 次

I 認証評価結果	2-(9)-3
II 章ごとの評価	2-(9)-4
第 1 章 教育の理念及び目標	2-(9)-4
第 2 章 教育内容	2-(9)-5
第 3 章 教育方法	2-(9)-9
第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(9)-11
第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(9)-15
第 6 章 入学者選抜等	2-(9)-16
第 7 章 学生の支援体制	2-(9)-18
第 8 章 教員組織	2-(9)-20
第 9 章 管理運営等	2-(9)-23
第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(9)-24
第 11 章 自己点検及び評価等	2-(9)-26
<参 考>	2-(9)-29
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(9)-31
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(9)-32
iii 自己評価書等	2-(9)-33

I 認証評価結果

九州大学大学院法務学府実務法学専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員 19 年以上の実務経験を有している。
- 専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的として研究専念期間（サバティカル）制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

当該法科大学院の主な特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 高機能遠隔講義支援システムが設置され、4 法科大学院（九州大学・熊本大学・鹿児島大学・琉球大学）間の教育連携講義に用いられている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 1 授業科目において、期末試験の問題が正誤問題・穴埋問題に偏った試験問題となっており、法律基本科目として開設されている授業内容の達成度を判定する方法の在り方について、さらなる検討を要する。

当該法科大学院の改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 一部の授業科目の成績評価において、当該授業科目の単位を認定する可否の基準が、当該法科大学院で定められた成績評価の基準とは異なる成績評価となっているため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 筆記試験の実施について、授業で配付した教材等の持込みを可としている 1 授業科目において、容易に得点可能な試験内容となっているため、受験者の学修の成果を適切に反映できるような試験となるよう、さらなる検討、改善を図る必要がある。
- 福岡県内 4 法科大学院連携協定による単位認定について、当該法科大学院の教育課程の一体性を損なわないよう、当該授業科目が開講されている法科大学院の科目区分ではなく、科目区分の通常趣旨に照らした区分において単位を認定するよう改善する必要がある。

II 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育理念・教育目的は、「①司法制度改革を支える法律実務家の養成、②新しい時代の法律実務家の養成、③『社会生活上の医師』としての法曹の養成」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト及びパンフレットを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育理念・教育目的に適った教育を実施するため、複眼的視座を基調とした法的能力を涵養するための弁護士（当事者）的視座の導入、実践的応用の中でのダイナミックな体系的知識を構築するための体系的知識の修得を前提とした実践的な応用能力を育成するプロブレムメソッドの採用、法学の枠に縛られない学際的視点の注入のための基礎法学系科目や政治学系科目の編成、理論と実務的経験の融合のため実務系科目における研究者教員と実務家教員との協働による教育プログラムが実施されており、基礎科目・応用科目・総合演習という3段階モデルを導入し、かつ地域法曹モデル、公益擁護法曹モデル及び国際ビジネス法曹モデルの3つの履修モデルの提示等が行われている。

これらの授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所、裁判所、検察庁、民間企業等が挙げられる。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育理念・教育目的を効果的に実現するために、法律基本科目においては1年次に基礎科目、2年次に応用科目、3年次に総合演習科目を配置し、法律実務基礎科目においては理論と実務の架橋を強く意識した教育を行うものとされ、基礎法学・隣接科目においては実定法教育では提供できない分析視角や法律実務家が社会で法を実際に活用する際に判断の支えとなる倫理・哲学を育む授業科目が配置され、展開・先端科目においては現代の先端的社会問題に対応し創造的思考による問題発見・解決能力を養うための授業科目を配置するなど、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、「法学未修者のための入学準備ガイダンス」を実施するほか、法律基本科目の学習支援を目的とした授業科目「法律基礎演習Ⅰ」及び「法律基礎演習Ⅱ」の開設、また専任教員による担任（チューター）が個別面談を行うなどの対応がとられている。

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ及び公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「司法政策論」、「法と政治」、「社会調査論」、「紛争解決の心理学」及び「法社会学」等、(4) 展開・

先端科目として、地域法曹モデルには授業科目「労働と法」及び「環境法」等、公益擁護法曹モデルには授業科目「ジェンダーと法」及び「精神医療と法」等、国際ビジネス法曹モデルには授業科目「知的財産と法」、「知的財産紛争処理」及び「国際弁護士実務」等がそれぞれ開設されている。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する専門的な授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 14 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 14 単位の合計 60 単位とされている。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開

設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

(2) (1) に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士等の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書（契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等）の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」（2単位）が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事裁判実務」（2単位）が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事訴訟実務」（2単位）が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判」（2単位）が必修科目として開設され、ローヤリングは授業科目「ロイヤリング・法交渉」（2単位）が、クリニックは授業科目「リーガル・クリニックⅠ」（2単位）及び「リーガル・クリニックⅡ」（2単位）が、エクスターンシップは授業科目「エクスターンシップⅠ」（1単位）及び「エクスターンシップⅡ」（1単位）が、公法系訴訟実務の基礎は授業科目「公法訴訟実務」（2単位）が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目のうち4単位を超えて修得するものとされている。

法情報調査は、必修科目である授業科目「リーガル・ライティング」の中で適宜指導が行われ、法文書作成は、授業科目「リーガル・ライティング」が必修科目として開設されている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、授業科目「模擬裁判」、「ロイヤリング・法交渉」、「公法訴訟実務」、「法情報論」、「リーガル・クリニックⅡ」は実務家教員のほか、研究者教員も授業担当者となっており、それ以外の法律実務基礎科目についても、シラバス作成、授業内容の検討段階において、研究者教員が検討に加わるようにしているなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7：重点基準

基準2-1-2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足る数の授業科目が開設され、そのうち6単位が選択必修とされている。

2-1-8：重点基準

基準2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、単位互換協定を締結する他大学大学院の学生、他学府の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人以下が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、対話を取り入れた双方向的・多方向的な討論を行う授業を基本としつつ講義方式と適切に組み合わせた授業が実施され、2年次以降配当の授業科目においては、判例や事例問題を題材として、少人数による双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガル・クリニックⅠ」及び「リーガル・クリニックⅡ」並びに「エクスターンシップⅠ」及び「エクスターンシップⅡ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップⅠ」及び「エクスターンシップⅡ」においては、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載されているとともに、当該法科大学院独自の学修支援システム「マイデスクトップ・ポータル」を通じてあらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、教科書・補助教材等の指定、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく24時間の利用ができる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては40単位（うち4単位は法学未修者1年次の法律基本科目。）が上限とされており、2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、40単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、一部の授業科目において、単位を認定する可否の基準が当該法科大学院で定められた成績評価の基準と異なるものがあるものの、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学生便覧に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、試験、レポート、授業における発言等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、「評価質問書」の制度を設け、期末試験の成績評価の結果に対する不服申立制度を含む成績評価に関する質問の機会を確保しているほか、教授会や法科大学院FDにおいて全教員の全科目に関する成績評価の一覧や成績分布を資料として配付し共有するなどの措置が講じられている。

成績評価の結果については、成績分布の割合を示した一覧表等が必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、1授業科目において期末試験の問題が正誤問題・穴埋問題に偏った試験問題となっており授業内容の達成度を判定する方法として適切なものとなっていないものがあるほか、筆記試験の実施について、授業で配付した教材等の持込みを可としている1授業科目において容易に得点可能な試験内容となっているものがあるものの、採点時において受験者の匿名性の確保、同一学年の必修科目の試験が同一日に集中しないよう試験時間割を設定するなど、期末試験における実施方法についておおむね配慮されており、追試験においても、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは学生便覧に記載されているほか、年度当初のガイダンスにおいて学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	10単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、93単位以上を修得することとされている。

この場合において、福岡県内4法科大学院連携協定に係る授業科目の単位認定に際し、1授業科目について、科目区分の通常の趣旨に照らした区分とは異なる区分で単位を認定しているものの、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院において修得した単位と合わせて、30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目14単位、民事系科目32単位、刑事系科目14単位、法律実務基礎科目13単位、基礎法学・隣接科目6単位、展開・先端科目12単位を修得することとされているほか、科目群に関係なくそのほかの授業科目のうちから2単位を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、試験問題は、過去の試験問題及び当該大学法学部の試験問題と重複がないか点検が行われ、採点に際しては匿名性が確保されるなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法について論文式試験が実施され、法科大学院全国統一適性試験、学部成績、書類選考の結果等も踏まえて、所定の点数を取得した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目

試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、28単位を修得したものとみなしている。この28単位については、1年次の必修科目28単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 1授業科目において、期末試験の問題が正誤問題・穴埋問題に偏った試験問題となっており、法律基本科目として開設されている授業内容の達成度を判定する方法の在り方について、さらなる検討を要する。

【改善すべき点】

- 一部の授業科目の成績評価において、当該授業科目の単位を認定する可否の基準が、当該法科大学院で定められた成績評価の基準とは異なる成績評価となっているため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 筆記試験の実施について、授業で配付した教材等の持込みを可としている1授業科目において、容易に得点可能な試験内容となっているため、受験者の学修の成果を適切に反映できるような試験となるよう、さらなる検討、改善を図る必要がある。
- 福岡県内4法科大学院連携協定による単位認定について、当該法科大学院の教育課程の一体性を損なわないよう、当該授業科目が開講されている法科大学院の科目区分ではなく、科目区分の通常の趣旨に照らした区分において単位を認定するよう改善する必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「FD企画委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、法科大学院FDの実施、学生による授業評価アンケートの実施、教員アンケートの実施、教員相互の授業参観の実施等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育理念・教育目的に照らし、「第1に、公平性・開放性・多様性を重視する観点から、社会人・他学部出身者にも広く門戸を開放します。なお、社会人・他学部出身者のためだけに、特別の入学者定員枠を設けることは、多様性・開放性の観点をかえって阻害するおそれがあるため、行ってはませんが、入試選抜における書面審査の際の評価を通じて、定員の30%以上が社会人・他学部出身者になるよう努力しています。

第2に、多様な人材につき、従前の学修過程や職業経験等を適切に評価できるように、入学試験は、法学既修者コースと法学未修者コースとに分けて実施します。

第3に、選抜の際には、本法科大学院の教育理念・目的に共感し、実践できる者を求めて、特に次の4点に関する資質の有無を判断します。

- (1) 法律実務家を志す明確な動機があること。
- (2) 人間に対する温かい眼差しと冷静な分析力を備えていること。
- (3) 広い視野に立った柔軟な思考力と果敢な決断力を備えていること。
- (4) 複雑化し高度化した社会に対する順応性を身につけていること。」として設定され、ウェブサイト及びパンフレットを通じて公表されている。また、入学志願者に対して、教育理念・教育目的や入学者選抜の方法等の必要な情報が、ウェブサイトを通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「運営委員会」の入学試験担当主幹委員及び「入学試験実施委員会」が中心となり、教員スタッフ全員が関わり、入学者受入に関する情報を共有し、法科大学院全体として責任をもって入学者受入に係る業務を実施している。

6-1-3 各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（合格者数、出身大学、年齢構成、法学専門試験問題等）が公表されており、また、身体に障がいのある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているなど、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応をするよう努めており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、法学未修者コースについては論文試験、法学既修者コースについては法学専門試験を行い、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、すべての受験者に対して、学業成績のほか、志望理由書を、また受験者の任意により活動報告書、職業経験報告書、外国語能力証明書及び職業資格証明書を提出させ、書類選考の対象に加えることによって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また社会人等については多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成 21 年度は約 25%、平成 22 年度は約 32%、平成 23 年度は約 20%、平成 24 年度は約 29%、平成 25 年度は 22% であり、入学者選抜における学部成績及び法科大学院全国統一適性試験の結果以外の任意提出書類の評価基準の見直しを行うなど、3 割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は 175 人であり、収容定員 230 人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、所定の入学定員と乖離しないように努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成 22 年度から入学定員の変更（100 人から 80 人に削減）が行われ、平成 24 年度入学者選抜から福岡会場だけでなく関東、関西でも実施し、平成 25 年度から入学定員を変更（80 人から 70 人に削減）するなど、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第 6 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育理念・教育目的に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、専任教員による担任（チューター）制度、「マイデスクトップ・ポータル」における学生と教員間のコミュニケーションの確保等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学者に対するオリエンテーションを実施するなど、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、法学未修者のための入学準備ガイダンスの実施等、学習支援において特段の配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの曜日・時限がシラバス及び「マイデスクトップ・ポータル」に掲載され、学生に周知されている。

このほか、当該法科大学院を修了した実務家助教による学習支援、ティーチング・アシスタントの活用、当該法科大学院修了者の法務研究員による学修サポートが行われているなど、各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、担任（チューター）による生活面に関する相談・助言・支援、学生生活・修学相談室におけるカウンセラーによる相談、健康科学センターの医師による相談等、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、傾斜のついた玄関までのアプローチ、障がい者用トイレが設置されているなど、整備充実に努めている。

身体に障がいのある学生が入学した際には、「運営委員会」を中心に検討を行い、障がいの種類や程度に応じた支援を行う予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的

に進路を選択できるよう、全学のキャリア支援センターによる相談のほか、「マイデスクトップ・ポータル」から進路選択に関する情報を得ることができる機会が設けられており、また、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、法科大学院の専任教員（みなし専任教員を除く。）は法学研究院教授会における法科大学院専任教員候補者の選考と並行して、教授会の下に「人事企画委員会」を設置して人事方針・人事計画を策定し、「人事企画委員会」の下に「人事選考委員会」を設置し、ヒアリングの機会を設けた後、人事企画委員が候補者を教授会に推薦し、投票により決定する方法がとられている。なお、みなし専任教員の採用については、教授会の下に「人事企画委員会」を設置して上記の人事手続を進める仕組みとなっている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、「教務委員会」が専任教員と同様の任用基準に基づき授業計画及び非常勤任用計画を作成し、教授会に提案の上、承認を得る方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員 16 人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育理念・教育目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目及び必修科目とされており、そのうち必修科目の授業は、約8割が専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員19年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が2人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、教育研究能力の維持・向上を図ることを目的として、研究専念期間（サバティカル）制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、法科大学院事務室に教育研究上の直接的な補助業務を担当する法学研究院所属の教務助手、教務課所属の専門員及びテクニカルスタッフが、庶務及び学務関係を担当する「貝塚地区事務部教務課」所属の専門職員及び学生第三係が、当該法科大学院附属のリーガル・クリニック・センターに事務を担当する事務補佐員が、法科大学院図書室に図書サービス及び図書管理の作業を担当する事務補佐員が、法学研究院の研究補助室に教材作成や資料収集等を担当する講師及び准助教、評価及びIT関係の業務を担当する助教が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員19年以上の実務経験を有している。
- 専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的として研究専念期間（サバティカル）制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法科大学院長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、専任の教授及び准教授（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、「法科大学院事務室」が設置され、また法科大学院の担当事務部である「貝塚地区事務部」のうち、とりわけ教務課専門職員、学生第三係、財務課経理第二係、用度係、総務課学術係、及び文系合同図書室等と連携し、法科大学院図書室事務補佐員が配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、概算要求に際して、総長をはじめとして、理事、大学本部が意見を聴取するシステムがとられており、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室（法廷教室、リーガル・クリニック・センター面談室）、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室、演習室及び実習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び演習室の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、教室には、プロジェクター、ビデオ、マイク及びLANポートが配備され、演習室には4法科大学院（九州大学・熊本大学・鹿児島大学・琉球大学）間の教育連携講義で用いられる高機能遠隔講義支援システム（プロジェクター、カメラ及びマイク）及び各座席にLANポートが配備され、実習室のうち法廷教室にはプロジェクター、ビデオ、マイク及びLANポートが配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備されるとともに、休休日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、無線LAN、プリンタが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等から「マイデスクトップ・ポータル」を利用し教員への質問、学生への連絡、教材の配付、及び小テストの成績通知等がなされているほか、判例や関連文献の検索・調査を行うシステムとして「LLI統合型法律情報システム」、「法科大学院専用LEX/DB」及び「Westlaw Japan」を利用できる環境が整備されている。

図書館については、法科大学院図書室、文系合同図書室、当該大学附属図書館が整備されている。附属図書館及び文系合同図書室は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。法科大学院図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、法科大学院棟内のみでの貸し出し、法科大学院外の者の使用について原則禁止されているなどの管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、複写機等が整備されている。また、法科大学院図書室には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、法科大学院図書室についても同一の建物にあるなど、自習室と法科大学院図書室との有機的連携が確保されている。

教員室については、常勤専任教員にそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる教員研究室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、教員研究室、第1研究室及び第2研究室が整備されており、独立したスペースが確保されている。

このほか、当該法科大学院の修了者である法務研究員においては、自習室、法科大学院図書室、附属図書館及びリーガル・クリニック・センターを利用することができる。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 法科大学院図書室に司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を有する者が配置されている。
- 自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、法科大学院図書室と同じ建物に位置しているなど、自習室と法科大学院図書室との有機的連携が確保されている。

【特色ある点】

- 高機能遠隔講義支援システムが設置され、4法科大学院（九州大学・熊本大学・鹿児島大学・琉球大学）間の教育連携講義に用いられている。
- 当該法科大学院の修了者に対し「法務研究員」の制度を設け、自習室、法科大学院図書室、附属図書館及びリーガル・クリニック・センターを利用することができるものとしている。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として「評価委員会」が設置され、評価項目として「教育課程の編成」、「成績評価の状況」、「入学者選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」、「修了者の進路及び活動状況」が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、教授会で検討し、改善案及びその具体的な実施方法等を定め、「運営委員会」を中心として各種委員会が改善に取り組んでいる。さらに、教授会において検討された改善案及びその方策にそって改善が図られていることを確認するために、定期的にFDを実施し、実務家教員を含めた教員間の意見交換を行うなど、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員組織」を通じて公表されている。

また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても、ウェブサイトの「教員組織」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット、学生募集要項等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、「運営委員会」、「評価委員会」等において収集され、貝塚地区事務部教務課及び法科大学院事務室において保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報がウェブサイトの「教員組織」を通じて公表されている。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
九州大学大学院法務学府実務法学専攻
- (2) 所在地
福岡県福岡市東区箱崎
- (3) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）
学生数：175 名
教員数：19 名（うち実務家教員 4 名）

2 特徴

(1) 概要

九州大学法科大学院（以下「本法科大学院」と呼ぶ）は、1 学年 80 名（平成 25 年度入学者からは 1 学年 70 名）の学生数を擁する西日本地方で最大規模の法科大学院である。

また、九州・沖縄の拠点大学である九州大学に設置されたことによって、九州大学法学研究院、大学院法学府、法学部の保有する、教育研究の伝統と、教育・研究スタッフ及び教育・研究資料などの、充実した教育・研究環境の「厚み」を資産としている。

九州域内においては、九州・沖縄 4 法科大学院の教育連携及び福岡県内 4 法科大学院の教育連携の中核的地位にあり、九州の法科大学院を代表するコアの役割を果たしている。

(2) 教育の理念・目的における特徴

本法科大学院は、「公平性、開放性、多様性」を基本理念とし、教育の具体的現場において、その実質化を目指している。これを受けて、「多様性・開放性の重視」、「きめ細かな教育プロセスの構築」、「社会的連携の強化」、「社会性の涵養」、「世界的ネットワークの活用」の五つを具体的な理念上の特色としている。

一方、このような理念に基づく教育目的の特徴として、次の点を挙げることができる。

第 1 に、基本的な教育目標は、①「広い視野に立った総合的分析能力」、②「創造的思考による問題発見・解決能力」、③「人間性への深い洞察力と倫理性」の修得に置かれる。

第 2 に、具体的な教育内容・教育方法に関しては、①「複眼的視座を基調とした『法的能力』の涵養」、②「実践的応用の中でのダイナミックな体系的知識の構築」、③「学際的視点の注入」、④「理論と実務的経験の融合」を特徴とする。

(3) 教育における到達目標

本法科大学院の教育は、法曹として社会から求められ備えておくべき内容と水準の知識及び能力を、学生が修了時まで確実に修得することを到達目標としている。

(4) 教育内容における特徴

充実した基本科目のほか、エクスターンシップ、リーガル・クリニックなど、豊富な実務科目を備えており、法

理論と法実務の両面につき学生の多様な関心に応えている。また、「人間に対する温かい眼差し」を持った法曹養成のため、政治学・経済学・医学・心理学・社会学・教育学等に関する多彩な授業内容を提供している。

(5) 教育方法における特徴

本法科大学院では、第 1 に、教員と学生の対話形式による双方向・多方向教育の実現のため、少人数教育を基本としている。

第 2 に、開講科目に関しては、法律基本科目や展開・先端科目につき、年次進行に応じて、「基礎→応用→展開」という 3 段階による学修内容の高度化・専門化を図っている。

第 3 に、九州・沖縄 4 法科大学院の教育連携の一環として、高機能遠隔授業システムを用いた、多様な科目を提供している。

(6) 学生支援体制における特徴

専任教員による担任（チューター）制度を採用し、修学上または学生生活上の相談や個別指導を実施している。

また、本法科大学院が独自に開発したセキュリティが強固な「マイデスクトップ・ポータル」及び判例等とリンクした TKC 教育支援システムを活用して、学生と教員間のコミュニケーションを充実させている。これらのシステムは、本法科大学院の学生と教職員だけが、インターネット回線さえつながっていれば、いつでも、どこからでも利用できるシステムであり、学生の自学自修の支援、掲示板機能、進路相談など、教員とのコミュニケーションや実務家等との情報交換を、緊密に行うことを可能にしている。

(7) 教員組織における特徴

本法科大学院は、九州大学法学研究院の大学院（法務学府）における 1 専攻（実務法学専攻）として設置されているため、教員（みなし専任を除く）の身分は、法学研究院に所属する。

しかし、その他の面では法科大学院という独立部局と位置付けられている。すなわち、本法科大学院は、教授会及び各種委員会等の組織面においては、運営の独立性はもとより、人事計画や財政の側面でも、法学研究院とは独立した地位にある。

なお、教育や学務遂行上の具体的な側面においては、法学研究院との間で、密接な連携・協力を図る体制が整備されている。

(8) 法科大学院キャンパスの移転

九州大学は、法科大学院キャンパスを、六本松九大跡地に建設予定のオフィスビルの中に移転させることを平成 24 年 5 月に決定した。平成 29 年度からの授業開始を目指す。同地区には、裁判所の他、検察庁及び弁護士会館も移転する予定である。法曹三者が集積する「法曹タウン」の一角を占めるキャンパスにおいて、より充実した法曹養成教育を行うための環境整備が今後の課題である。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

（1）教育上の理念・目的

本法科大学院は、平成13年の司法制度改革審議会意見書に掲記された法曹養成の理念の実現を図るべく、次の3点を教育の基本的視点としている。

- ① 本法科大学院は、法律実務家養成が大学の社会的責務であることを認識し、司法改革の中核に位置し、司法の人的基盤の拡充に貢献する法律実務家（弁護士、検察官、裁判官）を養成する。上記意見書が提言する「司法改革」に貢献し、専門職大学院（法科大学院）の新たな社会的役割を創出すべく研究者・実務家教員間の連携等努力してきた。
- ② 本法科大学院は、高度化・複雑化・グローバル化した21世紀世界の中で、社会が求める新しい法律実務家像を常に追求するとともに、その基盤を形成するために「プロセスを通じた法曹養成」を重視した養成課程を創設し、充実させることによって、「新たな法曹像」を追求する。そのために、「点（司法試験）からプロセス（大学教育）重視の法曹養成」の実現を図るべく教育に携わってきた。
- ③ 本法科大学院は、「個人の尊厳」と「法的救済システム」の確保を基軸とする「社会の法化」に寄与し、九州全域、日本全体及び世界を視野に入れ、「社会生活上の医師」として「人間に対する温かい眼差し」を持った法曹の育成に意を注ぐ。それにより、「社会生活上の医師」を輩出し、他の法科大学院や弁護士会等との連携により、公益的弁護活動等に関して、九州全域に責任を負い、また、日本全体、アジア、世界との関係でも、人々の幸福に寄与する法曹を養成する。

（2）養成しようとする法曹像

（イ）法曹像の基本

本法科大学院は、「人間に対する温かい眼差しを持ちつつ、いかなる場面でも、人や社会の要請に応えることができ、自律した総合的判断を行うことができる能力を身につけた法律実務家（弁護士、検察官、裁判官）を養成すること」を、基本的な教育理念・目的としている。

具体的には、①21世紀の高度化・複雑化・グローバル化した世界で活躍し、また日本社会の法化に寄与し、②市井の人々に温かい人間性に根ざした活動を行うこと、すなわち司法官の視点だけでなく当事者等の視点に立った複眼的な法的思考力を有し、裁判所の内外で「社会生活上の医師」として、かけがえのない人生を生きる人々のために働き活躍することができること、③いかなる場面での要請にも応え、自律した総合的判断を行うことができる法律実務家の養成である。

（ロ）養成しようとする能力

以上のような法律実務家養成のため、本法科大学院では、次のような能力の涵養に意を払っている。

① 創造的思考による問題発見・解決能力

法律家が直面する諸問題は、既存の理論的・経験的な知識によって理解・分析が可能となるとは限らない。現代社会は、高度化・複雑化し、混迷の度合いを深めている。これからの法律家は、新しい視点から創造的に問題を捉え、解決する姿勢と能力を必要とする。

② 人間に対する深い洞察能力と倫理性

法律問題は、人間的営為の中で生起するものであり、当事者をはじめとする関係者にとって納得のいく結論を得るためには、それぞれの立場に立った問題理解が不可欠である。現代社会における人間関係は、家庭（夫婦関係・親子関係）、職場・学校、地域、経済取引の全領域において、極めて複雑化しており、多種多様な領域における行動主体である人間に対して、深い洞察力、正義に対する鋭い感性、及び関係者から信頼を得るための倫理性を必要とする。

③ 広い視野に立った総合的分析能力

高度に発展しグローバル化した現代社会において、法律家が直面する諸問題は、広域のかつ複合的な背景を持つ。それぞれの問題を構成する諸ファクターについて、広い視野で総合的かつ慎重に分析・判断する能力を必要とする。

（3）アドミッション・ポリシー

本法科大学院は、公平性・開放性・多様性を重視する観点から、社会人・他学部出身者だけでなく、法学部卒業生等にも広く門戸を開放する。

社会人・他学部出身者のためだけに、特別の入学定員枠を設けることは、多様性・開放性の観点をかえって阻害するおそれがあるが、入試選抜における書面審査の際の評価を通じて、定員の一定割合が社会人・他学部出身者になり得るよう配慮している。

本法科大学院が受験生に期待する資質は、次の4点である。

- （1）法律実務家を目指す明確な動機があること。
- （2）幅広い教養と柔軟な思考力・果敢な判断力があること。
- （3）人間に対する洞察力と冷静な分析力があること。
- （4）社会現象に対する自分なりの問題への接近方法を身に付けていること。

従前の学修過程や職業経験等におけるプロセスを適切に評価できるよう、法学既修者と法学未修者コースとに分けて、入学試験を実施する。

いずれの入学者も、本法科大学院が育成すべき法律実務家像として、上記の教育目標を継続的に体得し続けることができる者を念頭に置いている。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/houka/no6_2_jiko_kyushu_h201403.pdf